随意契約理由書

件名	センタープラザ用水道メーター(新調品)購入
契約業者名	愛知時計電機株式会社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当

随意契約の理由

当該センタープラザの水道メーターシステムは使用開始から約50年経っている 旧式のものであり、愛知時計電機株式会社製作の遠隔指示式集中検針システムであ る。

当システムと適合するメーターを現在製作出来るのは上記業者のみであり、他のメーカーでは当システムと適合するメーターを製作するのは不可能である。

したがって、上記業者と随意契約を行うものである。

担 当 部 署	神戸市水道局配水課
(問合せ先)	(電話番号078-341-5606)